

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

改 正 案

現 行

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次の第一から第十三までのように定め、併せて、同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

（傍線部分は改正部分）

第一 コンクリートの材料
一 プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの材料については、建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十二条の規定を準用する。この場合と同等以上に安全さを確かめることができるものと認め、第二十一に適合する場合においては、限界耐力計算と同等以上に安全さを確かめることができるものと認め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づきプレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第一一に指定する。

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号^{以下「令」とい}う。）第八十条の二第二号の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次の第一から第十三までのように定め、併せて、令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

（傍線部分は改正部分）

第一 コンクリートの材料
一 プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの材料については、建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十二条の規定を準用する。この場合においては、限界耐力計算と同等以上に安全さを確かめができるものと認める。

第二 コンクリートの材料
一 繩張材は、日本工業規格（以下「JIS」という。）G三五三六一九八八（P.C鋼線及びP.C鋼より線）もしくはJIS G三一〇九一九八八（P.C鋼棒）に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。

プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

第一 コンクリートの材料
一 プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの材料については、建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十二条の規定を準用する。この場合においては、限界耐力計算と同等以上に安全さを確かめができるものと認める。

第二 コンクリートの材料
一 繩張材は、日本工業規格（以下「JIS」という。）G三五三六一九八八（P.C鋼線及びP.C鋼より線）もしくはJIS G三一〇九一九八八（P.C鋼棒）に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければならない。

第一 コンクリートの材料
一 プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの材料については、建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十二条の規定を準用する。この場合においては、限界耐力計算と同等以上に安全さを確かめができるものと認める。

場合において、同条第一号中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「繩張材」（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第十号に規定する繩張材をいう。以下同じ。）及び鉄筋の間並びにこれらとせき板」と読み替えるものとする。

第二 繩張材の定着及び接合並びに鉄筋の定着及び継手

一 繩張材の端部は、定着装置によって固定し、繩張材の引張力を有效地に保持しなければならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合にあっては、定着装置の設置を省略することができる。

イ 繩張材をコンクリートまたはグラウトとの付着によって定着する場合

ロ 繩張材の端部をループエンド形状とし、当該端部を剛強な支持物によって支承する場合

第三 繩張材の定着及び接合並びに鉄筋の定着及び継手

一 繩張材の端部は、定着装置によって固定し、繩張材の引張力を有效地に保持しなければならない。ただし、次のイからハまでの「に該当する場合にあっては、定着装置の設置を省略することができる。

イ 繩張材の一端をコンクリートまたはグラウトとの付着によって定着する場合

ロ 繩張材の端部をループエンド形状とし、当該端部を剛強な支持物によって支承する場合

第四 繩張材の防錆及びグラウト

一 ポストテンション法による場合にあっては、次のいずれかに該当する場合を除き、繩張材と繩張材配置孔との間に、シースを介して繩張材と繩張材配置孔との付着が良好に保たなければならない。

二 耐力壁以外の壁、床又は小ばかりをプレストレストコンクリート造とする場合で、あらかじめ有効な防錆材で被覆された繩張材を配置し、コンクリートを打ち込む場合

一 ポストテンション法による場合にあっては、次のいずれかに該当する場合を除き、繩張材と繩張材配置孔との間に、シースを介して繩張材と繩張材配置孔との付着が良好に保たなければならない。

二 耐力壁以外の壁、床又は小ばかりをプレストレストコンクリート造とする場合で、あらかじめ有効な防錆材で被覆された繩張材を配置し、コンクリートを打ち込む場合

ロ はり、柱又は耐力壁をプレストレストコンクリート造とする場合であつては、この限りでない。

らかじめ有効な防錆材で被覆された付着がない張材を、付着が良好な鉄筋又は張材との併用その他安全上必要な措置を講じた上で、配置し、コンクリートを打ち込む場合で、かつ、第二十一に定める構造計算を行い構

造耐力上安全であることを確認した場合

二 コンクリートの強度
一 プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの強度は、設計基準強度との関係において昭和五十六年建設省告示第千百二号第一の規定に適合するものでなければならない。この場合において、設計基準強度は、プレンション法によるときには「一平方ミリメートルにつき三十五ニユートン」以上、ポストテンション法による場合でフルプレストレスリング及びペーシャルプレストレスリングの場合においては「一平方ミリメートルにつき三十二ニユートン以上、プレストレス鉄筋コンクリートでは「一平方ミリメートルにつき「十四ニユートン」以上としなければならない。

二 前号に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、昭和五十六年建設省告示第千百二号第二各号に掲げる日本工業規格（以下「JIS」という。）による強度試験によらなければならぬ。

三 コンクリートは、打上がりが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるよう、その調合を定めなければならない。ただし、コンクリートの養生

一 コンクリートの打ち込み中及び打ち込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないよう養生しなければならない。ただし、コンク

リートの凝結及び硬化を促進するための特別な措置を講ずる場合においてはこの限りでない。

二 加熱養生を行う場合には、コンクリートの最高温度を七十度以下とし、急激な温度の上昇または下降を行わないようにしなければならない。

第六 コンクリートの養生

一 コンクリートの打ち込み中及び打ち込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないよう養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別な措置を講ずる場合においてはこの限りでない。

二 加熱養生を行う場合には、コンクリートの最高温度を七十度以下とし、急激な温度の上昇または下降を行わないようにしなければならない。

第七 コンクリートの養生

一 コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別な措置を講ずる場合においてはこの限りでない。

二 加熱養生を行う場合には、コンクリートの最高温度を七十度以下とし、急激な温度の上昇または下降を行わないようにしなければならない。

第八 柱の構造

一 構造耐力上主要な部分に係る型わくの取りはずしについては、令第七十六条及び昭和四十六年建設省告示第百十号の規定を準用する。ただし、構造耐力上必要なプレストレスの導入が完了した後においては、この限りではない。

二 構造耐力上主要な部分であるはり、床版及び屋根版の型わくの支柱は、構造耐力上必要なプレストレスの導入が完了するまで取りはずしてはならない。

第九 柱の構造

一 構造耐力上主要な部分である柱は、次のイからへまでに定める構造としなければならない。ただし、第十六に定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、口からへまでの規定は適用しない。

二 構造耐力上主要な部分である柱は、次のイからへまでに定める構造としなければならない。

二 構造耐力上主要な部分である柱は、次のイからへまでに定める構造としなければならない。ただし、構造計算又は実験によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 主筋は、四本以上とし、帯筋と繋結すること。

ロ 带筋の径は、六ミリメートル以上とし、その間隔は、十五センチメートル（柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の二倍以内の距離にある部分においては、十センチメートル）以下で、かつ、最も細い主筋の径の十五倍以下とすること。

ハ 带筋比（柱の軸を含むコンクリートの断面の面積に対する帶筋の断面の面積に対する帶筋の断面積の和の割合として昭和五十六年建設省告示第百六号に定める方法により算出した数値をいう。）は〇・二パーセント以上とすること。

ニ 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の十五分の一以上とすること。

ホ 繁張材は、主筋と帯筋によって囲まれた部分に有効に配置すること。

ヘ 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の〇・八パーセント以上とすること。この場合において、繫張材の断面積は、その応力分担の実況に応じて、主筋の断面積として算入することができるものとする

第九 床版の構造

ニ 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の十五分の一以上とすること。

ホ 繫張材は、主筋と帯筋によって囲まれた部分に有効に配置すること。

ヘ 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の〇・八パーセント以上とすること。この場合において、繫張材の断面積は、その応力分担の実況に応じて、主筋の断面積として算入することができるものとする

第十 床版の構造

ニ 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の十五分の一以上とすること。

ホ 繫張材は、主筋と帯筋によって囲まれた部分に有効に配置すること。

ヘ 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の〇・八パーセント以上とすること。この場合において、繫張材の断面積は、その応力分担の実況に応じて、主筋の断面積として算入することができるものとする

一 厚さは、八センチメートル以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの四十分の一以上とすること。

二 最大曲げモーメントを受ける部分における引張鉄筋の間隔は、短辺方向において、一センチメートル以下、長辺方向において三十センチメートル以下で、かつ、床版の厚さの三倍以下とすること。

一 厚さは、八センチメートル以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの四十分の一以上とすること。

二 最大曲げモーメントを受ける部分における引張鉄筋の間隔は、短辺方向において、一センチメートル以下、長辺方向において三十センチメートル以下で、かつ、床版の厚さの三倍以下とすること。

一 周囲のはり等との接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとすること。

二 二以上の部材を組み合わせるものにあつては、これらの部材相互を繋結すること。

第十一 はりの構造

一 構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばかりとして、これにあら筋をはりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなければならない。ただし、第十六に定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、この限りでない。

二 開口部周囲に径十二ミリメートル以上の補強筋を配置すること。

三 第十五に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に三十センチメートル（複配筋として配置する場合は、四十五センチメートル）以下の間隔で配置すること。ただし、平家建ての建築物にあつては、その間隔を三十五センチメートル（複配筋として配置する場合は五十センチメートル）

第十一 はりの構造

一 構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばかりとして、これにあら筋をはりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなければならない。ただし、第十六に定める構造計算を行い、構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、この限りでない。

第十二 耐力壁

耐力壁の構造については、令第七十八条の二の規定を適用する。

耐力壁は、次に定める構造としなければならない。

一 厚さは、十二センチメートル以上とすること。

二 開口部周囲に径十二ミリメートル以上の鉄筋を縦横に三十センチメートル（複配筋として配置する場合は、四十五センチメートル）以下の間隔で配置すること。ただし、平家建ての建築物にあつては、その間隔を三十五センチメートル（複配筋として配置する場合は五十センチメートル）

)以下とする」とができる。
四 周囲の柱及びはりとの接合部は、その部分の存在応力を伝えることがで
きるものとする。」。

第十一 緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ

一 緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあ
つては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては五センチ
メートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り
部分にあつては六センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除
く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上とし
なければならない。ただし、交換可能な部材で、単一鋼線、一本より線その他これらに類する緊張材を多数分散配置する場合にあつては、二センチメー
トル以上とすることができる。

二 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さについては、令第七十九条の規定
を準用する。

第十二 圧着接合

一 以下のフレキシブルコンクリート部材をプレストレスによって圧着接合
し一体の柱、はり又は耐力壁とするが、若しくは柱及びはりにあつては必要な
剛性を有する柱及びはりの接合とし、かつ、第十六に定める構造計算を行い構
造耐力上安全であることを確かめた場合にあつては、柱にあつては第八の規定
を、はりにあつては第十の規定を、耐力壁にあつては第十一の規定をそれぞれ
適用しない。

第十四 応力度等

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによ
つて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力によって部材の断面に生ずる長
期の応力度が、第十九の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度を
超えないことを確かめること。

ロ プレストレス導入時に部材の断面に生ずる力に対して安全上支障がない
ことを確かめること。

ハ 破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各力の合
計の数値以上であることを確かめること。
イ 令第八十二条第一号の表に掲げる長期に生ずる力とプレストレスによる応力
生ずる力を組み合わせた長期に生ずる力によって部材の断面に生ずる長
期の応力度が、第十九の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度を
超えないことを確かめること。

ロ プレストレス導入時に部材の断面に生ずる応力に対して安全上支障がない
ことを確かめること。

ハ 破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各応力の
合計の数値以上であることを確かめること。
イ 令第八十二条第一号の表に掲げる長期の応力とプレストレスによる応力
とを組み合わせた長期の応力によって部材の断面に生ずる長期の応力度
が、第十八の規定による长期の応力に対する許容応力度を超えないことを
確かめること。

ロ プレストレス導入時に部材の断面に生ずる応力に対して安全上支障がない
ことを確かめること。

ハ 破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各応力の
合計の数値以上であることを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合		令第八十六条第二項ただし書の規定 によつて特定行政庁が指定する多雪 区域における場合
	常時	積雪時	
常時	1.2G+2P 1.7(G+P)	1.2G+2(P+0.7S)	
積雪時	G+P+1.5S G+P+1.6W	G+P+1.5S G+P+1.6W	
暴風時	G+P+1.5K	G+P+0.35S+1.5K	
地震時			

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ令第八十二条第一
号の表において、G、P、S、W及びKを表すものとする。
二 表一～六の建築物の条件に応じて同表の欄に掲げる条件式を満たす場合
以外においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動に
よつて建築物の使用上の支障が起らぬことを平成十二年建設省告示第
四百五十九号第二に定める構造計算(一)の場合において、変形増大係数
は、載荷実験による場合を除き、表一によるものとする。)によつて確か
めること。

第十三 緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ

一 緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあ
つては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては五センチ
メートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り
部分にあつては六センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除
く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上とし
なければならない。ただし、交換可能な部材で、単一鋼線、一本より線その他これらに類する緊張材を多数分散配置する場合にあつては、二センチメー
トル以上とすることができる。

二 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さについては、令第七十九条の規定
を準用する。

第十四 応力度等

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによ
つて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる応力を計算しなければならない。

二 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については
他これらに類する緊張材を多数分散配置する場合にあつては、二センチメー
トル以上とすることができる。

二 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さについては、令第七十九条の規定
を準用する。

第十四 応力度等

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによ
つて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる応力を計算しなければならない。

二 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については
他これらに類する緊張材を多数分散配置する場合にあつては、二センチメー
トル以上とすることができる。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合		令第八十六条第二項ただし書の規定 によつて特定行政庁が指定する多雪 区域における場合
	常時	積雪時	
常時	1.2G+2P 1.7(G+P)	1.2G+2(P+0.7S)	
積雪時	G+P+1.5S G+P+1.6W	G+P+1.5S G+P+1.6W	
暴風時	G+P+1.5K	G+P+0.35S+1.5W	
地震時			

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ令第八十二条第一
号の表に掲げる応力を表すものとする。
二 表一～六の建築物の条件に応じて同表の欄に掲げる条件式を満たす場合
以外においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動に
よつて建築物の使用上の支障が起らぬことを平成十二年建設省告示第
四百五十九号第二に定める構造計算(一)の場合において、変形増大係数
は、載荷実験による場合を除き、表一によるものとする。)によつて確か
めること。

イ フルプレストレス シング又はバー シャルプレストレ ンジングの場合	ロ プレストレス 鉄筋コンクリート	$\frac{D}{12} - 1$
の場合	はり	$\frac{D}{12} - \frac{1}{15}$

この表において、D及び1はそれぞれ以下の数値を表すものとする。

D
はりのせい (単位 ミリメートル)

はりの有効長さ (単位 ミリメートル)

構造の形式	変形増大係数
表一 柱の欄口の場合	三
表二 柱の欄口の場合	六

第二号から第四号までに定める構造計算を行わなければならない。

第十五 層間変形角

次の一及び二に掲げる建築物以外の建築物の構造計算をするにあたっては、第十四の規定によるほか、建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれがない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

イ プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレスコンクリー

ト造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造と併用する

第十五 層間変形角

次の一及び二に掲げる建築物以外の建築物の構造計算をするにあたっては、第十四に規定によるほか、建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれがない場合にあっては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

イ プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレスコンクリー

ト造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造と併用する

建築物で次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 高さが二十メートル以下であるもの

(2) 地上部分の各階の耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外のプレストレスコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端の構造耐力上主要な部分に繋結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。

ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあっては、同式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。

$$\Sigma 2.5A_w + 20.7A_c \geq ZWA_1\beta$$

1)の式において、 A_w 、 A_c 、 Z 、 W 、 A 及び β は、それぞれ次の数

数值を表すものとする。

Aw 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたもの

の水平断面積 (単位 平方ミリメートル)

Ac 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び

耐力壁以外のプレストレスコンクリート造、鉄筋コンクリー

ト造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に繋結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積 (単位 平方ミ

リメートル)

Z 令第八十八条第一項に規定する乙の数値

W 令第八十八条第一項に規定により地盤力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令

第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、さらに積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）

建築物で次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 高さが二十メートル以下であるもの

(2) 地上部分の各階の耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外のプレストレスコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端の構造耐力上主要な部分に繋結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。

ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあっては、同式中「1.7」とあるのは「1.0」とする。

$$\Sigma 2.5A_w + \Sigma A_c \geq ZWA_1$$

1)の式において、 A_w 、 A_c 、 Z 、 W 及び A は、それぞれ次の数

値を表すものとする。

Aw 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたもの

の水平断面積 (単位 平方センチメートル)

Ac 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び

耐力壁以外のプレストレスコンクリート造、鉄筋コンクリー

ト造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に繋結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積 (単位 平方セ

ンチメートル)

Z 令第八十八条第一項に規定する乙の数値

W 令第八十八条第一項に規定により地盤力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令

第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、さらに積雪荷重を加えるものとする。）（単位 キログラム）

A. 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る A_i の数値

① コンクリートの設計基準強度による低減係数として、一平方ミリメートルにつき「十四ニヨートン」以上の場合にあっては十八を使用するコンクリートの設計基準強度（単位：一平方ミリメートルにつきニヨートン）で除した数値の平方根の数値（当該数値が二分の一の平方根の数値未満のときは、二分の一の平方根の数値）

- ロ プレストレストコンクリート造と木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一以上と併用する建築物（前号に掲げる建築物を除く。）で、次の（イ）及び（ロ）に該当するもの
- （イ）昭和五十五年建設省告示第千七百九十九号第六号イからニまでに該当するもの
- （ロ）プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階がイ（ロ）に適合するもの

- 第十六 剛性率、偏心率等
- 一 第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で高さが三十一メートル以下のものの構造計算をするにあたっては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイ及びロに定めるところによらなければならない。
 - ロ 昭和五十五年建設省告示第千七百九十九号第三各号に定める構造計算に準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、省告示第千七百九十九号第二各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。
 - イ 各階の剛性率及び偏心率について、令第八十二条の三第一号及び二号に定める構造計算を行うこと。
 - ロ 昭和五十五年建設省告示第千七百九十九号第三各号に定める構造計算に準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、

A. 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る A_i の数値

- ① プレストレストコンクリート造と木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一以上と併用する建築物（前号に掲げる建築物を除く。）で、次の（イ）及び（ロ）に該当するもの
- （イ）昭和五十五年建設省告示第千七百九十九号第六号イからニまでに該当するもの
- （ロ）プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階がイ（ロ）に適合するもの

- 第十六 剛性率、偏心率等
- 一 第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で高さが三十一メートル以下のものの構造計算をするにあたっては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイ及びロに定めるところによらなければならない。
 - イ 各階の剛性率及び偏心率について、令第八十二条の三第一号及び二号に定める構造計算を行うこと。
 - ロ 昭和五十五年建設省告示第千七百九十九号第三各号に定める構造計算に準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、
 - 二 前号の規定は、建築物の地上部分について第十七イからハまでに定める構造計算を行った場合又は耐力壁若しくは構造耐力上主要な部分である柱若しくははりにプレストレストコンクリート造の構造部分を有する建築物の地上部分について次のイ及びロに定める構造計算を行った場合においては、適用しない。
 - イ 構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力の数値が次の表に掲げる組合せによる各力の合計の数値以上であることを確かめること。

一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政 庁が指定する多雪区域における場合	G+P+I,SFeK	G+P+S+I,SFeK
この表において、G、P、K及びSは、それぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる力を F_{es} は、令第八十二条の四第二号に掲げる数値（軸方向力を計算する場合においては、一・〇）を表すものとする。	この表において、G、P、K及びSは、それぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる力を F_{es} は、令第八十二条の四第二号に掲げる数値（軸方向力を計算する場合においては、一・〇）を表すものとする。	ロ 構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の力に対してせん断破壊が生ずるおそれのないことを確かめること。	ロ 構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の応力に対してせん断破壊が生ずるおそれのないことを確かめること。

- 第十七 保有水平耐力
- 第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で、高さが三十一メートルを超えるものの構造計算をするに当たっては、第十四及び第十五の規定によるほか、建築物の地上部分について、次のイからハに定めるところによらなければ

一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政 庁が指定する多雪区域における場合	G+P+I,SFeK	G+P+S+I,SFeK
この表において、G、P、K及びSは、それぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる力を F_{es} は、令第八十二条の四第二号に掲げる数値（軸方向力を計算する場合においては、一・〇）を表すものとする。	この表において、G、P、K及びSは、それぞれ令第八十二条第二号の表に掲げる力を F_{es} は、令第八十二条の四第二号に掲げる数値（軸方向力を計算する場合においては、一・〇）を表すものとする。	ロ 構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の応力に対し	ロ 構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の応力に対し

ならない。

イ 第二十に規定する材料強度によつて各階の水平力に対する耐力（以下「保有水平耐力」という。）を計算すること。

ロ 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を令第八十二条の四第一号の規定によつて計算すること。

ハ イの規定によつて計算した保有水平耐力が、ロの規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること。

イ 第十九に規定する材料強度によつて各階の水平力に対する耐力（以下「保有水平耐力」という。）を計算すること。

ロ 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を令第八十二条の四第一号の規定によつて計算すること。

ハ イの規定によつて計算した保有水平耐力が、ロの規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること。

第十八 屋根ふき材等の構造計算

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、平成十二年建設省告示第十四百五十八号に定める構造計算によつて風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

第十九 許容応力度

一 緊張材の許容応力度は、次の表の数値によらなければならぬ。ただし、建築基準法（昭和二十一年法律第二百一号、以下「法」という。）第三十七条规定第二号の国土交通大臣の認定を受けた緊張材の許容応力度の基準強度は、その種類及び品質に応じてそれ国土交通大臣が指定した数値とする。

緊張材の種類	長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度		短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度
	(単位 一平方ミリメートルにつきニユートン)	(単位 一平方ミリメートルにつきニユートン)	
径が十三ミリメートル以下のねじ切り鋼棒	0.65Fu 又は 0.75Fy のうち小 さい方の数値	0.65Fu 又は 0.75Fy のうち小 さい方の数値	0.9Fy
その他の緊張材	0.7Fu 又は 0.8Fy のうち小 さい方の数値	0.7Fu 又は 0.8Fy のうち小 さい方の数値	0.9Fy

この表において、Fu 及び Fy は、それぞれ次の表に掲げる引張り強さ及び耐力を表すものとする。

緊張材の種類	長期応力に対する引張りの許容応力度 (単位 一平方センチメートルにつきキログラム)		降伏応力度を表すものとする。
	径が十三ミリメートル以下のねじ切り鋼棒	0.65Fu 又は 0.75Fy のうち小 さい方の数値	
その他の緊張材	0.7Fu 又は 0.8Fy のうち小 さい方の数値	0.7Fu 又は 0.8Fy のうち小 さい方の数値	降伏応力度を表すものとする。

ならない。

イ 第十九に規定する材料強度によつて各階の水平力に対する耐力（以下「保有水平耐力」という。）を計算すること。

ロ 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を令第八十二条の四第一号の規定によつて計算すること。

ハ イの規定によつて計算した保有水平耐力が、ロの規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること。

イ 第十九に規定する材料強度によつて各階の水平力に対する耐力（以下「保有水平耐力」という。）を計算すること。

ロ 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を令第八十二条の四第一号の規定によつて計算すること。

ハ イの規定によつて計算した保有水平耐力が、ロの規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめること。

単一鋼線		丸線及び異形線		緊張材の種類及び品質	
SWPR1AN	SWPR1AL	SWD1BN	SWD1BL	SWPR1AN SWPR1AL SWD1BN SWD1BL	SWPR1AN SWPR1AL SWD1BN SWD1BL
径が五ミリメートル以下のもの	一、六一〇	一、七一〇	一、六一〇	一、四七〇	一、四七〇
一トル以下のもの	一、五七〇	一、五七〇	一、五七〇	一、一七五	一、一七五
一トルを超えるもの	一、五七五	一、五七五	一、五七五	一、一七五	一、一七五
九ミリメートル以下のもの	一、五八〇	一、五八〇	一、五八〇	一、一八〇	一、一八〇
九ミリメートル以上のもの	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、一九〇	一、一九〇
一トルを超えたもの	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、二九〇	一、二九〇
七ミリメートル以下のもの	一、六一〇	一、六一〇	一、六一〇	一、三九〇	一、三九〇
七ミリメートル以上のもの	一、六二〇	一、六二〇	一、六二〇	一、四〇〇	一、四〇〇
八ミリメートル以下のもの	一、六三〇	一、六三〇	一、六三〇	一、四一〇	一、四一〇
八ミリメートル以上のもの	一、六四〇	一、六四〇	一、六四〇	一、四二〇	一、四二〇
九ミリメートル以下のもの	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、四三〇	一、四三〇
九ミリメートル以上のもの	一、六六〇	一、六六〇	一、六六〇	一、四四〇	一、四四〇

単一鋼線		丸線及び異形線		緊張材の種類及び品質	
SWPR1	SWPD1	SWPR1	SWPD1	SWPR1 SWPD1	SWPR1 SWPD1
径が五ミリメートル以下のもの	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一トルを超えたもの	一、五一〇	一、五一〇	一、五一〇	一、五一〇	一、五一〇
七ミリメートル以下のもの	一、五二〇	一、五二〇	一、五二〇	一、五二〇	一、五二〇
八ミリメートル以下のもの	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇	一、五三〇
九ミリメートル以下のもの	一、五四〇	一、五四〇	一、五四〇	一、五四〇	一、五四〇
九ミリメートル以上のもの	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇

鋼棒	線よりよ鋼	一本より線
丸棒	十九本より 線	七本より線
SBPR 785/930	径が三十一ミリ以下のも	SWPR 7A SWPR 7B
SBPR 785/1030		SWPR 19
SBPR 930/1080		
SBPR 930/1180		
SBPR 1080/1230		
SBPR 1080/1320		

第二十

この表において、单一鋼線、鋼より線で示される緊張材の種類は、それぞれ JIS G 五三三六 (P C 鋼線及び P C 鋼より線) 、一九九九に定められた緊張材の種類は、P C 鋼棒で示される緊張材の種類は、J IS G 三〇九 (P C 鋼棒) 、一九九四に定めた緊張材の種類を、細径異形 P C 鋼棒で示される緊張材の種類は、J IS G 三、三七 (細径異形 P C 鋼棒) 、一九九四に定める緊張材の種類をそれぞれ表すものとする。

第十九 材料強度

第十九 材料強度

十九 材料強度
緊張材の材料強度は、第十八第一号に規定する降伏点応力度の数値によらなければならぬ。

第十九 材料強度

二 緊張材以外の材料の材料強度は、令第三章第八節第四款の規定によらなければならぬ。この場合において、コンクリートの設計基準強度は、一平方メートルにつき五百四十キログラムである。

つては、六百三十キログラム)を上限とする。

第十一　限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

一 地震時を除き、第十四（地震に係る部分を除く。）に定めるところによること。

二 稽雪時又は暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を第十四第二号ハの表に掲げる式によつて計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ第二十の規定による材料強度によつて計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。

三 地震による加速度によつて建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が、損傷限界耐力（建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が第十九の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。）を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造上耐力上主要な部分の变形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）を超えないことを確かめること。

イ 各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位（以下この号において「損傷限界変位」という。）を計算すること。

ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した損傷限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期（以下この号及び第六号において「損傷限界固有周期」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第一に定める方法によつて計算すること。

ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、損傷限界固有周期に応じて令第八十二条の六第三号ハの表に掲げる式によつて計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

二 各階が、ハによつて計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えているときに当該階に生ずる水平方向の層間変位を計算すること。

四 令第八十八条第四項に規定する地震力により建築物の地下部分の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度を令第八十二条第一号及び第一号の規定によつて計算し、それぞれ第十九の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

五 地震による加速度によつて建築物の各階に作用する地震力を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が保有水平耐力を超えないことを確かめること。

イ 各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えないことを確かめること。

えている時に当該階に生ずる水平方向の最大の層間変位（以下この号において「安全限界変位」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第三に定める方法によつて計算すること。

（二）建築物のいずれかの階において、イによつて計算した安全限界変位に相当する変位が生じてゐる時の建築物の周期（以下この号において「安全限界固有周期」という。）を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第四に定める方法によつて計算すること。

八 地震により建築物の各階に作用する地震力を、安全限界固有周期に応じて令第八十二条の六第五号への表に掲げる式（五）は、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第六に定める方法によつて算出したものとする。この場合において、部材の構造形式に応じた減衰特性を表す係数 γ は、次式によるものとする。）によつて計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

$$\gamma = 0.06 + 0.14\sqrt{f}$$

この式において、 γ は次の数値を表すものとする。

九 部材の曲げ強度に及ぼす普通強度鉄筋の寄与率として次式により計算した数値

$$\eta = M_f / (M_{fp} + M_f)$$

十 第二十に定める材料強度に基づく普通強度鉄筋による曲げ強度

M_f 第二十に定める材料強度に基づくPC鋼材による曲げ強度

六 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号ニの規定によつて計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によつて計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して平成十二年建設省告示第千四百五十七号第八に定める構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対しても構造耐力上安全であることを確かめること。

第二十二 耐久性等関係規定の指定

第一、第三から第五及び第七で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。